

資金決済に関する法律施行令等の一部改正等のお知らせ

本書で扱う法令及びガイドラインにつきまして、以下の通り一部改正が行われました。

改正対象	改正の主な内容等	施行・適用日
資金決済に関する法律施行令	「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、金融サービス仲介業に係る制度を整備するための改正	令和3年11月1日 ※ 第6版発行前の改正ですが、編集の都合上、反映が間に合わなかったものです。
資金移動業に関する内閣府令 金融庁事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 14資金移動業者関係	個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う、個人である顧客に関する情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生するおそれがある事態が生じた場合の当局への報告を義務付けるための改正等	令和4年4月1日
資金移動業履行保証金規則	供託規則の一部を改正する省令(令和4年法務省令第28号)と同様の対応をするための改正	令和4年9月1日
金融庁事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 14資金移動業者関係	全銀システムへの参加資格の拡大を踏まえ、同システムに参加する資金移動業者への監督上の対応、及び、無登録業者(銀行法における免許又は資金決済に関する法律における資金移動業の登録を受けずに業として為替取引を営んでいる者)等への対応に関する改正	令和4年10月7日

これらにより、本書の内容にも影響がございましたので、以下の表の通り、本文を読み替えてご利用ください。

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
171	資金決済に関する法律施行令	(資金移動業の登録が取り消された法人の取締役等であった者に準ずる者)	(資金移動業の登録が取り消された法人の取締役等であった者に準ずる者)

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
		<p>第十三条 法第四十条第一項第十号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 法人が金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第三十八条第一項(第三号から第五号までを除く。)の規定により同法第十二条の登録(同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。第十五号並びに第二十一条第十一号及び第十五号において同じ。)を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員(同法第十五条第一号ノに規定する役員をいう。第二十七号並びに第二十一条第十一号及び第二十七号において同じ。)であった者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>十二 法人が法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第一号から前号までに規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日(解散命令の場合にあっては当該解散命令がなされた日とし、更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とする。以下この号において同じ。)前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者で</p>	<p>第十三条 法第四十条第一項第十号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十一 法人が法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第一号から前号までに規定する免許、許可若しくは認可と同種類の免許、許可若しくは認可(当該免許、許可若しくは認可に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)を取り消され、若しくは当該免許、許可若しくは認可の更新を拒否され、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日(解散命令の場合にあっては当該解散命令がなされた日とし、更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とする。以下この号において同じ。)前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
172		<p>あった者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p><u>十三～十四</u> (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>十五 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第三号から第五号までを除く。)</u>の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者</p> <p><u>十六 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている前三号に規定する認可、許可若しくは登録と同種類の認可、許可若しくは登録(当該認可、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)</u>を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日)から五年を経過しない者</p>	<p><u>十二～十三</u> (略)</p> <p><u>十四 銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは同法第五十二条の三十六第一項と同種類の認可若しくは許可を取り消され、又は当該認可若しくは許可の更新を拒否された場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日)から五年を経過しない者</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
173		<p><u>十七～二十六</u> (略)</p> <p><u>二十七 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項(第二号を除く。)</u>の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者</p>	<p><u>十五～二十四</u> (略)</p> <p>(新設)</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
180		<p><u>二十八</u> 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、<u>株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律</u>に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であって、その処分を受けた日から五年を経過しない者</p> <p>(名称の使用制限の適用除外)</p> <p><u>第二十六条</u> 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p><u>十二 金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定</u></p> <p><u>十三～十四</u> (略)</p>	<p><u>二十五</u> 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法<u>又は株式会社商工組合中央金庫法</u>に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であって、その処分を受けた日から五年を経過しない者</p> <p>(名称の使用制限の適用除外)</p> <p><u>第二十六条</u> 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>十二～十三</u> (略)</p>
198		<p>(個人利用者情報の漏えい等の報告)</p> <p><u>第二十五条の二 資金移動業者は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を財務局長等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
238	<p>資金移動業 履行保証金規則</p>	<p>(履行保証金の保管替え等)</p> <p><u>第三条</u> 1～2 (略)</p> <p>3 資金移動業者は、前項の規定による供託をしたときは、所在地</p>	<p>(履行保証金の保管替え等)</p> <p><u>第三条</u> 1～2 (略)</p> <p>3 資金移動業者は、前項の規定による供託をしたときは、所在地</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
242	事務ガイドライン	<p>変更前の本店の最寄りの供託所に供託した履行保証金を取り戻すことができる。この場合において、供託規則第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、本店の所在地の変更の事実を証する登記事項証明書及び前項の規定による供託に係る供託書正本の写しをもって足りる。</p> <p>(以下略)</p> <p>II 全ての種別の資金移動業者に共通する監督上の評価項目 (中略)</p> <p>II-2-3 事務運営</p> <p>II-2-3-1 システムリスク管理</p> <p>II-2-3-1-1 主な着眼点</p> <p>II-2-3-1-2 監督手法・対応</p> <p>II-2-3-2 事務リスク管理</p> <p>II-2-3-2-1 主な着眼点</p> <p>II-2-3-2-2 監督手法・対応</p> <p>II-2-3-3 外部委託</p> <p>II-2-3-3-1 主な着眼点</p> <p>II-2-3-3-2 監督手法・対応</p> <p><u>II-2-3-4 金融機関相互のシステム・ネットワークの利用</u></p> <p><u>II-2-3-4-1 意義</u></p> <p><u>II-2-3-4-2 主な着眼点</u></p> <p><u>II-2-3-4-3 監督手法・対応</u></p> <p>II-2-4 障害者への対応</p> <p>II-2-4-1 主な着眼点</p> <p>II-2-4-2 監督手法・対応</p> <p>II-2-5 口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの提携</p>	<p>変更前の本店の最寄りの供託所に供託した履行保証金を取り戻すことができる。この場合において、供託規則第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、本店の所在地の変更の事実を証する書面及び前項の規定による供託に係る供託書正本の写しをもって足りる。</p> <p>(以下略)</p> <p>II 全ての種別の資金移動業者に共通する監督上の評価項目 (中略)</p> <p>II-2-3 事務運営</p> <p>II-2-3-1 システムリスク管理</p> <p>II-2-3-1-1 主な着眼点</p> <p>II-2-3-1-2 監督手法・対応</p> <p>II-2-3-2 事務リスク管理</p> <p>II-2-3-2-1 主な着眼点</p> <p>II-2-3-2-2 監督手法・対応</p> <p>II-2-3-3 外部委託</p> <p>II-2-3-3-1 主な着眼点</p> <p>II-2-3-3-2 監督手法・対応</p> <p>(新設)</p> <p>II-2-4 障害者への対応</p> <p>II-2-4-1 主な着眼点</p> <p>II-2-4-2 監督手法・対応</p> <p>II-2-5 口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの提携</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
243		<p>II-2-5-1 主な着眼点 II-2-5-2 監督手法・対応 II-2-6 不正取引に対する補償 II-2-6-1 主な着眼点 II-2-6-2 監督手法・対応 <u>II-2-7 業務継続体制</u> <u>II-2-7-1 意義</u> <u>II-2-7-2 平時における対応</u> <u>II-2-7-3 危機発生時における対応</u> <u>II-2-7-4 事態の沈静化後における対応</u> VIII 資金移動業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点 VIII-1 基本的考え方及び一般的な事務処理上の留意点 VIII-1-1 検査・監督事務に係る基本的考え方 VIII-1-2 一般的な監督事務 <u>VIII-1-3 無登録業者への対応</u> VIII-1-4 監督当局間の連携 VIII-1-5 認定資金決済事業者協会との連携等 VIII-1-6 内部委任</p>	<p>II-2-5-1 主な着眼点 II-2-5-2 監督手法・対応 II-2-6 不正取引に対する補償 II-2-6-1 主な着眼点 II-2-6-2 監督手法・対応 (新設) VIII 資金移動業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点 VIII-1 基本的考え方及び一般的な事務処理上の留意点 VIII-1-1 検査・監督事務に係る基本的考え方 VIII-1-2 一般的な監督事務 (新設) VIII-1-3 監督当局間の連携 VIII-1-4 認定資金決済事業者協会との連携等 VIII-1-5 内部委任</p>
244		<p>II 全ての種別の資金移動業者に共通する監督上の評価項目 II-1 経営管理等 資金移動業は、資金決済システムの一翼を担う業務であり、資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の確保のためには未達債務の保全及び資金移動の履行が確実に実行される必要がある。 <u>(注)全国銀行データ通信システム(以下、「全銀システム」という。)</u> <u>が金融機関相互間の資金決済の中核を担っていることに鑑み、同システムに参加する資金移動業者については、資金決済システムの安全性等の確保のため、全銀システム上での為替取引が</u></p>	<p>II 全ての種別の資金移動業者に共通する監督上の評価項目 II-1 経営管理等 資金移動業は、資金決済システムの一翼を担う業務であり、資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の確保のためには未達債務の保全及び資金移動の履行が確実に実行される必要がある。</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
245		<p><u>適正かつ確実に</u>行われる必要がある。</p> <p>また、業務運営態勢の維持・向上にあたっては、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理が行われることが重要である。</p> <p>なお、監督に当たっては、資金移動業者の自主性を尊重するとともに、資金移動業者に対しては専門規定がなく、業態や規模等が多岐にわたっていることに留意し、当該資金移動業者の実態を踏まえて対応する必要がある。</p> <p>Ⅱ-1-2 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の経営管理等の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はⅧ-3による。)</p> <p><u>なお、全銀システムに参加する資金移動業者について、全国銀行資金決済ネットワーク(以下、「全銀ネット」という。)に対して仕向超過額に対する担保の差入又は日本銀行の当座預金(以下、「日銀当預」という。)を有する場合は当該日銀当預に対して決済に必要な資金の入金が出来ない等、為替取引が行えない事案の発生を認識次第、速やかに「決済不履行報告書」にて当局宛て報告を求</u></p>	<p>また、業務運営態勢の維持・向上にあたっては、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理が行われることが重要である。</p> <p>なお、監督に当たっては、資金移動業者の自主性を尊重するとともに、資金移動業者に対しては専門規定がなく、業態や規模等が多岐にわたっていることに留意し、当該資金移動業者の実態を踏まえて対応する必要がある。</p> <p>Ⅱ-1-2 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の経営管理等の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はⅧ-3による。)</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
257		<p><u>めるものとする。</u></p> <p>Ⅱ-2-2-3 利用者に関する情報管理態勢</p> <p>利用者に関する情報については、内閣府令第 24 条から第 26 条までの規定に加え、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)及び<u>同ガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)</u>(以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「金融分野ガイドライン」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、資金移動業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p>	<p>Ⅱ-2-2-3 利用者に関する情報管理態勢</p> <p>利用者に関する情報については、内閣府令第 24 条から第 26 条までの規定に加え、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)及び<u>同ガイドライン(匿名加工情報編)</u>(以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「金融分野ガイドライン」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、資金移動業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p>
258		<p>Ⅱ-2-2-3-1 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p>	<p>Ⅱ-2-2-3-1 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
266		<p>(2)個人情報管理 ①～④ (略)</p> <p>⑤ 個人データの第三者提供に関して、<u>金融分野ガイドライン第12条</u>等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である利用者から適切な同意の取得が図られているか。</p> <p>II-2-3-1 システムリスク管理 II-2-3-1-1 主な着眼点 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 外部委託管理 ①～⑤ (略)</p>	<p>(2)個人情報管理 ①～④ (略)</p> <p>⑤ 個人データの第三者提供に関して、<u>金融分野ガイドライン第11条</u>等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である利用者から適切な同意の取得が図られているか。</p> <p>II-2-3-1 システムリスク管理 II-2-3-1-1 主な着眼点 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 外部委託管理 ①～⑤ (略)</p>
270		<p>⑥ 重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。</p> <p><u>(注)統合ATMスイッチングサービスなどの外部のサービスを利用する場合についてもこれに準じる。</u></p>	<p>⑥ 重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。</p> <p>(新設)</p>
274		<p>II-2-3-3 外部委託 II-2-3-3-2 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の資金移動業に係る業務の外部委託に係る内部管理態勢、資金移動業者の外部委託先の業務運営態勢若しくは業務運営の適切性に問題があると認められる場合には、資金移動業者や外部委託先に対する深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の</p>	<p>II-2-3-3 外部委託 II-2-3-3-2 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の資金移動業に係る業務の外部委託に係る内部管理態勢、資金移動業者の外部委託先の業務運営態勢若しくは業務運営の適切性に問題があると認められる場合には、資金移動業者や外部委託先に対する深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
		<p>適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題が求められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はⅧ-3による。)</p> <p>(注) ヒアリングは、委託者である資金移動業者を通じて事実関係等を把握することを基本とするが、事案の緊急性や重大性等を踏まえ、必要に応じ、<u>並行して、外部委託先からのヒアリングや当該外部委託先に対して、法第 54 条第2項に基づき報告書を徴収すること</u>を検討することとする</p> <p>また、外部委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、委託先である資金移動業者の同席を求めるものとする。</p> <p>Ⅱ-2-3-4 金融機関相互のシステム・ネットワークの利用</p> <p>Ⅱ-2-3-4-1 意義</p> <p><u>現在、金融機関相互のシステム・ネットワークは、金融機関相互の金融取引の決済などを行う上で、基幹インフラとしての機能を担っている。仮にシステム・ネットワークにおいて、障害が発生した場合は、その影響は決済システム全体及び顧客サービス全般に及びかねないことから、システム・ネットワークに係るリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</u></p> <p><u>このため、全銀システムに参加する資金移動業者の監督に当たっては、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>Ⅱ-2-3-4-2 主な着眼点</p> <p>(1) 統合ATMスイッチングサービス、全銀システム等の金融機関相互のシステム・ネットワークのサービスを利用する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行って</p>	<p>適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題が求められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はⅧ-3による。)</p> <p>(注) ヒアリングは、委託者である資金移動業者を通じて事実関係等を把握することを基本とするが、事案の緊急性や重大性等を踏まえ、必要に応じ、<u>外部委託先からのヒアリングを並行して行うこと</u>を検討することとする。</p> <p>また、外部委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、委託先である資金移動業者の同席を求めるものとする。</p> <p>(新設)</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
278		<p>いるか。</p> <p><u>(2) 特に、当該外部サービスにおいて、システムの更改を行う場合においては、顧客や業務に対する影響が生じないよう、当該外部サービスの管理者及び自社の双方において、適切なシステム上の対応がなされているかを十分に評価・確認し、必要な場合は、当該外部サービス管理者に対して適切な対策を求めるなどの対応がなされているか。</u></p> <p><u>II-2-3-4-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>検査結果等により、資金移動業者のシステム・ネットワークに係る適正かつ確実な遂行に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第54条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第55条に基づき業務改善命令を发出する等の対応を行うものとする。また、資金移動業者が当該システム・ネットワークの運営、更改に関して、主導的な役割を果たしている場合において、当該システム・ネットワークに係るリスク管理態勢に疑義が生じた場合においても同様の対応を行うものとする。</u></p> <p><u>(注) システム・ネットワークの外部サービス管理者のうち外部委託先に該当するものについて、適切な業務運営が懸念される場合などには、必要に応じて、本事務ガイドラインII-2-3-3-2の対応を行うものとする。</u></p> <p><u>II-2-7 業務継続体制</u></p> <p><u>II-2-7-1 意義</u></p> <p><u>近年、資金移動業者が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、また、資金移動業者を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。特に、全銀システム</u></p>	(新設)

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
		<p><u>に参加する資金移動業者においては、危機発生時において、迅速な復旧対策を講じ、必要最低限の業務の継続を確保する等適切な対応を行うことが国民生活・経済にとっても極めて重要であることから、平時より業務継続体制(Business Continuity Management; BCM)を構築し、危機管理(Crisis Management; CM)マニュアル、及び業務継続計画(Business Continuity Plan; BCP)の策定等を行うておくことが必要である。従って、全銀システムに参加する資金移動業者の監督に当たっては、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。また、全銀システムに参加しない資金移動業者についても、その規模・特性等を踏まえ、以下で示す留意点に準じて監督を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、システムリスク等に係る危機管理については、資金移動業者の経営や社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途定める監督上の留意点も参照する。</u></p> <p><u>II-2-7-2 平時における対応</u></p> <p><u>(1) 対応</u></p> <p><u>危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、オフサイト・モニタリングや法令違反行為等届出書のヒアリングを行う中で、又は資金移動業者に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、資金移動業者における危機管理体制に重大な問題がないか検証する。また、業務継続計画についても、ヒアリングを通じて、その適切性を検証する。その際、特に以下の点に留意する。</u></p> <p><u>(2) 主な着眼点</u></p> <p><u>① 何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避に努める(不可避なものは予防策を講じる)よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。</u></p>	

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
		<p>② <u>危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。</u></p> <p><u>(参考)想定される危機の事例</u></p> <p>イ. <u>自然災害(地震、風水害、異常気象、伝染病等)</u></p> <p>ロ. <u>事故(大規模停電、コンピュータ事故、データ入力ミス等)</u></p> <p>ハ. <u>対企業犯罪(反社会的勢力の介入、サイバー攻撃等)</u></p> <p>ニ. <u>情報漏えい事案 等</u></p> <p>③ <u>危機管理マニュアルには、危機発生の初期段階における的確な状況把握や客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初動対応の重要性が盛り込まれているか。</u></p> <p>④ <u>危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者(関係当局を含む。)への連絡体制が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じた、組織全体を統括する対策本部の下、部門別・営業店別に想定していることが望ましい。</u></p> <p>⑤ <u>業務継続計画(BCP)においては、大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、認定資金決済業協会及び他の金融機関等と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となっているか。例えば、</u></p> <p>イ. <u>災害等に備えた顧客データ等の安全対策(紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等)は講じられているか。</u></p>	

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
		<p><u>ロ. コンピュータシステムセンター等の安全対策(バックアップセンターの配置、要員・通信回線確保等)は講じられているか。</u></p> <p><u>ハ. これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。</u></p> <p><u>ニ. 個人に対する現金払出や送金依頼の受付、全銀システムを通じた大口・大量の決済の処理等の金融機能の維持の観点から重要な業務を、暫定的な手段(手作業、バックアップセンターにおける処理等)により再開(リカバリー)するまでの目標時間は具体的に計画されているか。全銀システムを通じた大口・大量の決済の処理等、特に重要な金融決済機能に係る業務については、当日中に再開する計画とされているか。</u></p> <p><u>ホ. 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。</u></p> <p><u>(参考)日本銀行「金融機関における業務継続体制の整備について」(2003年7月)ジョイント・フォーラム「業務継続のための基本原則」(2006年8月)</u></p> <p><u>⑥ 日頃からきめ細やかな情報発信及び情報の収集に努めているか。また、危機発生時においては、危機のレベル・類型に応じて、情報発信体制・収集体制が十分なものとなっているか。</u></p> <p><u>II-2-7-3 危機発生時における対応</u></p> <p><u>(1) 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静化するまでの間、当該資金移動業者における危機対応の状況(危機管理体制の整備状況、被害の復旧状況、業務の継続状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況等)が危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているかについて、定期的にヒアリング又は現地の状況等を確認するなど実態把握に努め</u></p>	

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
281		<p><u>るとともに、必要に応じ、法第 54 条に基づき報告徴収することとする。</u></p> <p><u>(2) 上記(1)の場合には、速やかに金融庁担当課室に報告をするなど、関係部局間における連携を密接に行うものとする。</u></p> <p>II-2-7-4 事態の沈静化後における対応</p> <p><u>危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該資金移動業者に対して、法第 54 条に基づき、事案の概要と資金移動業者側の対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組みについて報告徴収することとする。</u></p> <p>III 第一種資金移動業者に係る監督上の評価項目</p> <p>III-1 業務実施計画</p> <p>III-1-3 システムリスク管理</p> <p>第一種資金移動業者は、高額の為替取引を行うため、攻撃者の標的になる可能性が高く、システムリスク管理について、より強固な管理態勢整備、セキュリティ対策を講じることが求められる。また、システム障害等の不測の事態によるサービス停止時に利用者への影響が大きくなることも想定されることから、システムの安定稼働のための対策を講じることが求められる。このような場合においては、II-2-3-1-1に記載の点に加えて、例えば、以下の点について検証を行うものとする。</p> <p><u>なお、以下の点については、全銀システムに参加する第二種資金移動業者及び第三種資金移動業者の監督に当たっても留意するものとする。</u></p>	<p>III 第一種資金移動業者に係る監督上の評価項目</p> <p>III-1 業務実施計画</p> <p>III-1-3 システムリスク管理</p> <p>第一種資金移動業者は、高額の為替取引を行うため、攻撃者の標的になる可能性が高く、システムリスク管理について、より強固な管理態勢整備、セキュリティ対策を講じることが求められる。また、システム障害等の不測の事態によるサービス停止時に利用者への影響が大きくなることも想定されることから、システムの安定稼働のための対策を講じることが求められる。このような場合においては、II-2-3-1-1に記載の点に加えて、例えば、以下の点について検証を行うものとする。</p>
292		<p>VIII 資金移動業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>VIII-1 基本的考え方及び一般的な事務処理等</p>	<p>VIII 資金移動業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>VIII-1 基本的考え方及び一般的な事務処理等</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
		<p><u>Ⅷ-1-3 無登録業者への対応</u></p> <p><u>(1) 無登録業者の実態把握 等</u></p> <p><u>利用者からの苦情、捜査当局からの照会、資金移動業者・認定資金決済事業者協会等からの情報提供又は新聞やインターネット広告等から、銀行法における免許又は資金決済に関する法律における資金移動業の登録を受けずに業として為替取引を営んでいる者(以下、「無登録業者」という。)を把握した場合には、警察や地域の消費生活センター等への照会、無登録業者への直接確認(電話やメール等による確認等、問合せの方法は問わない)等により、積極的にその実態把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>特に、利用者から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみに留まることのないよう十分留意するものとする。</u></p> <p><u>(2) 無登録業者に係る対応について</u></p> <p><u>無登録業者に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。</u></p> <p><u>① 苦情等の受付</u></p> <p><u>利用者等から無登録業者に関する情報提供があったときは、極力詳細な内容(業者名、所在地、代表者名、電話番号、営業の実態、申出人氏名、申出内容を捜査当局へ連絡することの可否等)を聴取した上、次により対応する。</u></p> <p><u>イ. 他の財務局に本拠地のある無登録業者の情報を受け付けた場合には、申出内容について聴取したうえで、本拠地のある財務局へ情報を連絡する(その後の対応は連絡を受けた財務局で対応することを基本とする)。</u></p> <p><u>ロ. 連絡先が判明しない業者については、更なる情報収集に努める。</u></p> <p><u>ハ. 情報提供者から業者及び他の機関に連絡しないように求</u></p>	<p>(新設)</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
		<p><u>められた場合には、情報提供者に不利益が及ばないように留意する。</u></p> <p><u>ニ. 無免許・無登録が疑われる場合には申出人においても捜査当局へ情報提供をするよう懇請する。</u></p> <p><u>ホ. 「管理台帳(別紙様式 13)」を作成し、無登録業者に関する苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておく。</u></p> <p><u>② 無免許・無登録で為替取引を営んでいるおそれが認められる場合</u></p> <p><u>直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、無登録業者への直接確認(電話やメール等による確認等、問合せの方法は問わない)等により実態把握に努め、その結果、当該業者が無免許・無登録で為替取引を営んでいるおそれがあると認められた場合(不在等で連絡が取れない場合も含む。)には、別紙様式 14 により文書による照会を行い、次により対応する。</u></p> <p><u>イ. 無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、利用者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに為替取引の停止及び資金移動業の登録を求める。</u></p> <p><u>ロ. 無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他利用者保護上必要と認められる場合には、かかる行為を直ちに切りやめるよう別紙様式 15 により文書による警告を行う。</u></p> <p><u>なお、無登録業者への直接確認等や別紙様式 14 による文書の発出を行うまでもなく、無登録で為替取引を営んでいることが判明した場合にあっては、直ちに別紙様式 15 により文書による警告を行うこととする。</u></p>	

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
		<p><u>(注)別紙様式 14 による照会や別紙様式 15 による警告を行う場合において、利用者保護上必要と認められるときは、捜査当局、関係省庁等に連絡するものとする。</u></p> <p>③ <u>警告を発したにもかかわらず是正しない場合</u> <u>別紙様式 15 による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。</u></p> <p>④ <u>公表等</u> <u>「警告」、「告発」の措置を取った場合は、これらの措置の対象となった業者の商号、名称又は氏名(法人の場合は代表取締役又はこれに相当する者の氏名を含む。)、所在地又は住所(個人の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名とし、非居住者にあつてはこれらに相当するもの)及び無登録で営んでいた為替取引の内容等について、ウェブサイトで公表を行うとともに、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを速やかに金融庁長官へ送付する。報告を受けた金融庁においては、公表を行った業者をリスト化し、金融庁ウェブサイトで公表を行うものとする。</u> <u>なお、警告の対象となった業者の所在地が虚偽であることが明らかな場合や、業者の所在地が不明な場合等、警告書の交付が困難な場合には、警告書の発出を行うことなく、上記の公表等を行うものとする。</u></p> <p><u>(注)無登録業者に係る対応については、捜査当局による捜査に支障が出る場合を除くこととする。なお、捜査当局より当該業者に係る登録の有無の照会等を受けたことをもって、直ちに捜査当局による捜査に支障が出る場合と判断するものではないことに留意するものとする。</u></p> <p>VIII-1-4 監督当局間の連携</p>	<p>VIII-1-3 監督当局間の連携</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
293		<p>(略)</p> <p>VIII-1-5 認定資金決済事業者協会との連携等</p> <p>(略)</p> <p>VIII-1-6 内部委任</p> <p>(略)</p> <p>VIII-2 諸手続</p> <p>VIII-2-1 登録の申請、届出書の受理等</p> <p>資金移動業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 登録の申請の審査</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 法第 40 条第1項第3号の財産的基礎の審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p><u>ニ. 全銀システムに参加する資金移動業者については、全銀ネットにおける加盟資格の要件を踏まえ、例えば、以下について把握することとする。</u></p> <p><u>・仕向超過限度額相当の担保差入、日銀当預を有する場合は当該日銀当預への入金等を履行するために必要な財産的基礎を有しているか。また、将来にわたって上記を履行し、円滑な資金決済を行うための態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>・将来、債務超過に陥らないような収支見通しがあるか。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>VIII-1-4 認定資金決済事業者協会との連携等</p> <p>(略)</p> <p>VIII-1-5 内部委任</p> <p>(略)</p> <p>VIII-2 諸手続</p> <p>VIII-2-1 登録の申請、届出書の受理等</p> <p>資金移動業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 登録の申請の審査</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 法第 40 条第1項第3号の財産的基礎の審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>(新設)</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
303	事務ガイドライン別紙1 立入検査の基本的	<p>Ⅷ-2-3 法第 53 条に基づく報告書について</p> <p>(1) 法第 53 条第1項に基づく報告書について</p> <p>内閣府令別紙様式第 19 号(外国資金移動業者にあつては、別紙様式第 20 号)に規定する事業報告書进行处理する場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 資金計画など、登録申請時に確認した事項を参照しつつ、報告内容を検証した上で、両者に著しい乖離が見られる場合には、当該資金移動業者に対するヒアリング等を通じて、経営実態を確認するものとする。</p> <p><u>(注)特に、全銀システムに参加する資金移動業者については、全銀ネットにおける加盟資格の要件を踏まえ、例えば、以下について把握することとする。</u></p> <p><u>・仕向超過限度額相当の担保差入、日銀当預を有する場合は当該日銀当預への入金等を履行するために必要な財産的基礎を有しているか。また、将来にわたって上記を履行し、円滑な資金決済を行うための態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>・将来、債務超過に陥らないような収支見通しがあるか。</u></p> <p>② 経営実態を確認した結果、将来、履行保証金の供託義務を履行できないおそれがあるなど、法第 40 条第1項第3号に規定する「資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎を有しない」疑いがある場合には、法第 54 条に基づき報告書を徴収するなど、必要な対応を検討することとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 情報管理</p> <p>(1) (略)</p>	<p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 情報管理</p> <p>(1) (略)</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
	<p>手続</p>	<p>(2) 立入検査等情報管理上の留意点</p> <p>検査官等職員は、立入検査等に関する情報を、<u>個人情報</u>の<u>保護に関する法律</u>等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>(2) 立入検査等情報管理上の留意点</p> <p>検査官等職員は、立入検査等に関する情報を、<u>行政機関の保有する個人情報</u>の<u>保護に関する法律</u>等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>